

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第9条第1項第2号から第4号まで、第15条第2項及び第3項並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月16日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。</p>	<p>高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第9条第1項第2号から第4号まで、第15条第2項及び第3項並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>略</p>

新旧対照表

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場事業実施計画書	森の工場において木材搬出及び再造林への基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装、敷き砂利、路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工（敷き砂利） 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5 メートル 1 メートル当たり 1,000 円以内 (2) 幅員 3.0 メートル 1 メートル当たり 1,300 円以内 3 路面整備 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5 メートル未満 1 メートル当たり 130 円以内 (2) 幅員 3.0 メートル未満 1 メートル当たり 150 円以内 (3) 幅員 3.0 メートル以上 1 メートル当たり 200 円以内 4 改修又は補強 補助対象経費の 50 パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における木材搬出及び再造林への基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 補助対象経費の 50 パーセント以内

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林内路網アップグレード事業	森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業体	森の工場において木材搬出及び再造林への基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装、敷き砂利、路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの	1 コンクリート路面工定額とし、付表に定めるとおりとする。 2 路盤工（敷き砂利） 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5 メートル 1 メートル当たり 900 円以内 (2) 幅員 3.0 メートル 1 メートル当たり 1,100 円以内 3 路面整備 定額とし、次に定めるとおりとする。 (1) 幅員 2.5 メートル未満 1 メートル当たり 130 円以内 (2) 幅員 3.0 メートル未満 1 メートル当たり 150 円以内 (3) 幅員 3.0 メートル以上 1 メートル当たり 200 円以内 4 改修又は補強 事業費の 50 パーセント以内
2 リカバリー事業	同上	森の工場における木材搬出及び再造林への基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの	復旧又は補修 事業費の 50 パーセント以内

新 旧 対 照 表

改正後					改正前					
付表 (コンクリート路面工の補助金額)					付表 (コンクリート路面工の補助金額)					
幅員	コンクリート路面工			1メートル当たり 補助金額計	区分	コンクリート路面工			1メートル当たり 補助金額計	区分
	不陸整正	補足材	舗装用金網			無	有	無		
2.5 メートル	有	無	無	7,000	①	無	有	無	5,800	①
			有	8,900	②	有	無	有	7,400	②
	有	有	無	7,500	③	無	有	無	6,200	③
			有	9,300	④	有	無	有	7,800	④
3.0 メートル	有	無	無	8,500	⑤	無	有	無	7,000	⑤
			有	10,600	⑥	有	無	有	8,900	⑥
	有	有	無	9,000	⑦	無	有	無	7,500	⑦
			有	11,200	⑧	有	無	有	9,400	⑧

新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
事業区分	事業内容	採択要件	事業区分	事業内容	採択要件
林内路網アップグレード事業		事業実施にあたっては、高知県作業道作設指針の「総則勾配」、「切土・盛土」及び「構造物等」の記載内容に準拠すること。	林内路網アップグレード事業	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等における運搬車両の走行性や安全走行向上のためのコンクリートによる簡易舗装、敷き砂利、路面整備、既設構造物の改修・補強等	ア 木材搬出及び再造林用の作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。 イ 森の工場内にある既設の作業道であること。 ウ 木材搬出及び再造林に供するイに連絡した下方道であること。 エ 既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は、管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。 オ 管理主体が地方公共団体の場合は、原則採択の対象外とする。
(1)グレードアップ事業	森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等における運搬車両の走行性や安全走行向上のためのコンクリートによる簡易舗装、敷き砂利、路面整備、既設構造物の改修・補強等	ア 木材搬出及び再造林用の作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。 イ 森の工場内にある既設の作業道であること。 ウ 木材搬出及び再造林に供するイに連絡した下方道であること。 エ 既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は、管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。 オ 管理主体が地方公共団体の場合は、原則採択の対象外とする。	①コンクリート路面工	作業道のコンクリート舗装	ア コンクリート舗装の厚さは10センチメートル以上すること。 イ 金網を敷設する場合は、コンクリート舗装用金網とすること。 ウ 不整正に補足材を使用する場合は、厚さ5センチメートル以上とすること。
②路盤工（敷き砂利）	作業道への敷き砂利	ア 敷き砂利の厚さは10センチメートル以上とすること。 イ 材料は、再生砕石を原則とする。ただし、現地の状況によりクラッシャーラン又は現地発生の岩碎・新素材などを使用することができるものとする。 なお、現地発生の岩碎・新素材などを使用する場合は、あらかじめ県の承認を受けるとともに、補助金額は要綱に定める定額以内とし、使用量及び事業費は積み上げにより管理するものとする。	③路面整備	作業道への敷き砂利（敷き砂利）	ア 敷き砂利の厚さは10センチメートル以上とすること。 イ 材料は、再生砕石を原則とする。ただし、現地の状況によりクラッシャーラン又は現地発生の岩碎・新素材などを使用することができるものとする。 なお、現地発生の岩碎・新素材などを使用する場合は、あらかじめ県の承認を受けるとともに、補助金額は要綱に定める定額以内とし、使用量及び事業費は積み上げにより管理するものとする。
③路面整備	運搬車両等の走行性及び安全走行向上のための路面の整備	ア 既設路面の凹凸が原則20センチメートル以上等、車両の走行に支障のある場合の補修であること。 イ 皆伐及び再造林を目的とする路網の整備であること。	③路面整備	運搬車両等の走行性及び安全走行向上のための路面の整備	ア 既設路面の凹凸が原則20センチメートル以上等、車両の走行に支障のある場合の補修であること。 イ 皆伐及び再造林を目的とする路網の整備であること。
④改修及び補強	トラック運搬等による長期間利用への対応及び災害に備えるための路体等の改修及び補強	ア 幅員拡幅など木材搬出に支障となる箇所及び支障となる恐れのある箇所の改修であること。 イ 部分的な簡易施設を、木材搬出及び再造林用の車両が安全に通行することができるよう機能を向上、又は災害に備えるための改修や補強であること。 ウ 1箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は事業区分に関係なく1箇所とみなすことができる。	④改修及び補強	トラック運搬等による長期間利用への対応及び災害に備えるための路体等の改修及び補強	ア 幅員拡幅など木材搬出に支障となる箇所及び支障となる恐れのある箇所の改修であること。 イ 部分的な簡易施設を、木材搬出及び再造林用の車両が安全に通行することができるよう機能を向上、又は災害に備えるための改修や補強であること。 ウ 1箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は事業区分に関係なく1箇所とみなすことができる。

新旧対照表

改正後		改正前	
(2)リカバリー事業	<p>森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧、補修等</p> <p>ア 木材搬出及び再造林用の作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。</p> <p>イ 森の工場内にある既設の作業道であること。</p> <p>ウ 木材搬出及び再造林に供するイに連絡した下方道であること。</p> <p>エ 既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。</p>	(2)リカバリー事業	<p>森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧、補修等</p> <p>ア 木材搬出及び再造林用の作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。</p> <p>イ 森の工場内にある既設の作業道であること。</p> <p>ウ 木材搬出及び再造林に供するイに連絡した下方道であること。</p> <p>エ 既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。</p> <p>オ 管理主体が地方公共団体の場合は、原則財形の対象外とする。</p>
復旧及び補修	<p>トラック運搬等による長期間利用に対応するための路体の復旧及び補修</p> <p>ア 単なる維持管理的な補修でないこと。</p> <p>イ 1箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は、事業区分に関係なく1箇所とみなすことができる。</p>	復旧及び補修	<p>トラック運搬等による長期間利用に対応するための路体の復旧及び補修</p> <p>ア 単なる維持管理的な補修でないこと。</p> <p>イ 1箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は、事業区分に関係なく1箇所とみなすことができる。</p>

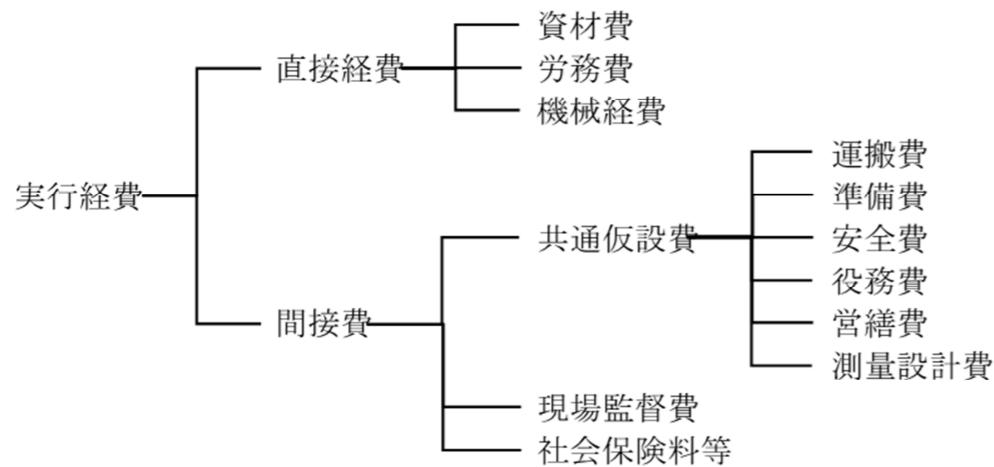
別表第3（第5条関係）

補助対象経費及び範囲

1 業務費の構成

別表第1の改修及び補強並びに復旧及び補修に係る補助対象経費の構成は、次のとおりとする。ただし、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合は、補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。

（1）補助事業者が自ら実施する場合



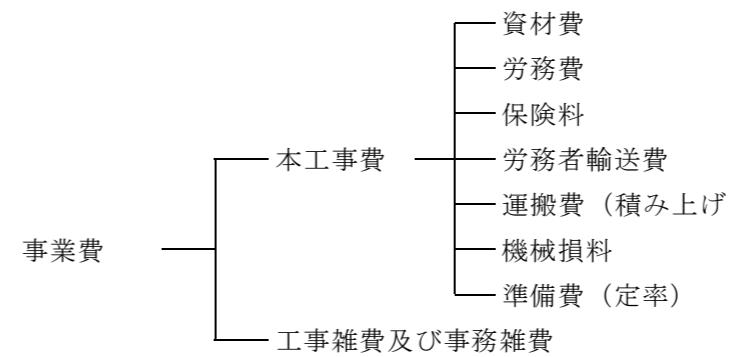
別表第3（第5条関係）

補助対象経費及び範囲

1 事業費の構成

別表第1の改修及び補強並びに復旧及び補修に係る補助対象事業費の構成は、次のとおりとする。ただし、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合は、補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。

（1）直営施工の場合



新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 補助事業者が請負に付して実行する場合</p> <p>(注)測量設計費は必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。</p> <p>2 経費の積算</p> <p>(1) コンクリート路面工、路盤工（敷き砂利）及び路面整備以外の経費の積算は、次により行うものとする。</p> <p>ア 補助事業者が自ら実施する場合 積み上げにより積算するものとする。</p> <p>イ 補助事業者が請負に付して実行する場合 直接工事費の積算は、原則として高知県造林補助事業における標準単価表、及び治山林道必携（設計積算編）等を用いて積算するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。</p> <p>3 設計書の作成 別表第2の改修及び補強並びに復旧及び補修については出来高設計書を作成するものとする。</p> <p>4 補助対象経費について 事業における補助対象経費は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) 請負施工の場合</p> <p>2 経費の積算</p> <p>(1) コンクリート路面工、路盤工（敷き砂利）及び路面整備以外の経費の積算は、次により行うものとする。</p> <p>ア 直営施工の場合 本工事費のうち準備費を除く経費については、積み上げにより積算するものとする。</p> <p>イ 請負施工の場合 直接工事費の積算は、原則として高知県造林補助事業における標準単価表、及び治山林道必携（設計積算編）等を用いて積算するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。</p> <p>3 設計書の作成 別表第2の改修及び補強並びに復旧及び補修については出来高設計書を作成するものとする。</p> <p>4 対象経費について 事業における対象経費は、次のとおりとする。</p>

新 旧 対 照 表

改正後			改正前																																																																																								
補助対象経費	対象範囲	証拠書類 (検査申請)	対象となる経費	対象範囲	証拠書類																																																																																						
①資材費	事業に直接必要な資材費(丸太、コンクリート、ふとん簾等)、工事用消耗品及びこれらの運賃、荷造り等に要する費用、リース料、委託料等	納品書、請求書、支払関係書類、契約書等	①資材費	工事の施工に直接必要な資材費(丸太、コンクリート、ふとん簾等)、燃料費(建設機械等の燃料)、工事用消耗品及びこれらの運賃、荷造り等に要する費用、リース料、委託料等	納品書、請求書、支払関係書類、契約書等																																																																																						
②労務費	事業に直接必要な労務者等に支払う賃金	賃金台帳、出役簿等(氏名、作業日及び作業内容)及び支払が確認することができる書類	②労務費	工事の施工に直接必要な労務者等に支払う賃金	賃金台帳、出役簿等(氏名、作業日及び作業内容)及び支払が確認することができる書類																																																																																						
③機械経費	事業の実行に必要な機械の使用に要する費用(資材費、労務費を除く。)とし、その算定は、森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成11年4月1日付け11林裡指第134号林野庁長官通知)を準用して算定する。 ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。	機械の諸元、能力が分かる書類の写し又は写真及び機械経費の算定根拠資料	③保険料	工事の施工に直接必要な賃金に対応する事業者負担保険料(労災、雇用保険、健康保険、厚生年金、林退共等)	支払額及び保険料率が確認することができる書類																																																																																						
④共通仮設費	共通仮設費は、次に掲げる費用とし、その額は直接経費又は直接工事費の合計額の10.7%に相当する額とする。 ア 運搬費 イ 準備費 ウ 安全費 エ 役務費 オ 営繕費 カ 測量設計費(補助事業者が請負に付して実行する場合を含む)		④労務者輸送費	労務者輸送に必要な車両の燃料費、損料等	損料は⑥を参照すること、燃料は請求書、支払関係書類等																																																																																						
⑤現場監督費	現場監督費は、次に掲げる費用とし、その額は直接経費又は直接工事費の合計額の21%に相当する額とする。 ア 労務管理費 イ 安全訓練等に要する費用 ウ 租税公課 エ 保険料 オ 従業員給料手当 カ 退職金 キ 福利厚生費 ク 事務用品費 ケ 通信交通費		⑤運搬費	工事の施工に必要な機械器具、車両の運搬及び現場内の移動に要する費用(運賃等)	請求書、支払関係書類等																																																																																						
⑥社会保険料等	社会保険料等は、現場労働者、現場労働者及び補助従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並びに退職金共済制度等の掛金とし、その額は直接経費又は直接工事費の合計額の3%に相当する額とする。		⑥機械損料	事業の実行に必要な機械の使用に要する経費とし、その算定は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。ただし、国庫補助及び県補助により導入した建設機械等の減価償却費は、取得価格から補助金額を控除した額を基礎価格とし、耐用年数が経過したものは、減価償却費を計上しない。	機械の諸元及び能力が分かる書類の写し又は写真、取得価格及び償却額、補助金により導入したものについては補助金額が確認することができる固定資産台帳等																																																																																						
			⑦準備費	工事に必要な準備、跡片付け、伐開、除根等に要する経費 適用する準備費(定率)	算定式 $J_r = A \cdot P^b$ ただし、 J_r : 準備費率(%) P : 対象額(円) $A \cdot b$: 変数値																																																																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象額</th> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <th>300万円を超える5億円以下</th> <th>5億円超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td>変数値は、下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>A 7.11%</td> <td>b 727.4</td> <td>-0.3103 1.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額(P) : 直営施工の場合本工事費のうち運搬費を除いた額 請負施工の場合直接工事費</p>	対象額			300万円以下	300万円を超える5億円以下	5億円超えるもの	下記の率とする。	変数値は、下記による。	下記の率とする。	A 7.11%	b 727.4	-0.3103 1.45%	注 J_r の値は小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。																																																																										
対象額																																																																																											
300万円以下	300万円を超える5億円以下	5億円超えるもの																																																																																									
下記の率とする。	変数値は、下記による。	下記の率とする。																																																																																									
A 7.11%	b 727.4	-0.3103 1.45%																																																																																									
			⑧諸経費	対象経費:労務者輸送費、現場管理費、一般管理費等とし、工事原価に対し次に定める率を乗じて計算する。ただし、当該算出された額がその前段階において算出される最高額を下回るときは、当該最高額の範囲内で増額することができるものとする。																																																																																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事原価(万円)</th> <th>率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>以下</td> <td>43.5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>を超え</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>〃</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>〃</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>〃</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>〃</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>〃</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>〃</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>〃</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>〃</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>〃</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> <td>〃</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> <td>〃</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>1,300</td> <td>〃</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事原価(万円)</th> <th>率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,70</td> <td>を超える</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>1,80</td> <td>〃</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>1,90</td> <td>〃</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>2,00</td> <td>〃</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>2,10</td> <td>〃</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>2,20</td> <td>〃</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>2,30</td> <td>〃</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>2,40</td> <td>〃</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>2,50</td> <td>〃</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>2,60</td> <td>〃</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>2,70</td> <td>〃</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>2,80</td> <td>〃</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>2,90</td> <td>〃</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>3,00</td> <td>を超える額</td> <td>一般式による</td> </tr> </tbody> </table>	工事原価(万円)		率(%)	100	以下	43.5	100	を超え	29.8	200	〃	23.9	300	〃	20.4	400	〃	18.1	500	〃	16.3	600	〃	15.0	700	〃	14.0	800	〃	13.1	900	〃	12.1	1,000	〃	11.7	1,100	〃	11.2	1,200	〃	10.7	1,300	〃	10.3	工事原価(万円)		率(%)	1,70	を超える	9.0	1,80	〃	8.7	1,90	〃	8.5	2,00	〃	8.2	2,10	〃	8.0	2,20	〃	7.8	2,30	〃	7.7	2,40	〃	7.5	2,50	〃	7.3	2,60	〃	7.2	2,70	〃	7.0	2,80	〃	6.9	2,90	〃	6.8
工事原価(万円)		率(%)																																																																																									
100	以下	43.5																																																																																									
100	を超え	29.8																																																																																									
200	〃	23.9																																																																																									
300	〃	20.4																																																																																									
400	〃	18.1																																																																																									
500	〃	16.3																																																																																									
600	〃	15.0																																																																																									
700	〃	14.0																																																																																									
800	〃	13.1																																																																																									
900	〃	12.1																																																																																									
1,000	〃	11.7																																																																																									
1,100	〃	11.2																																																																																									
1,200	〃	10.7																																																																																									
1,300	〃	10.3																																																																																									
工事原価(万円)		率(%)																																																																																									
1,70	を超える	9.0																																																																																									
1,80	〃	8.7																																																																																									
1,90	〃	8.5																																																																																									
2,00	〃	8.2																																																																																									
2,10	〃	8.0																																																																																									
2,20	〃	7.8																																																																																									
2,30	〃	7.7																																																																																									
2,40	〃	7.5																																																																																									
2,50	〃	7.3																																																																																									
2,60	〃	7.2																																																																																									
2,70	〃	7.0																																																																																									
2,80	〃	6.9																																																																																									
2,90	〃	6.8																																																																																									
3,00	を超える額	一般式による																																																																																									

新 旧 対 照 表

改正後	改正前																																										
	<p>※ただし書による諸経費適用の例 工事原価が「3,158,000円」となった場合の適用 ・諸経費率 20.4% となり $3,158,000 \text{円} \times 20.4\% = 644,232 \text{円}$ ・前段階の諸経費額 $3,000,000 \text{円} \times 23.9\% = 717,000 \text{円}$ ・$717,000 \text{円} > 644,232 \text{円}$ となり、諸経費額は 717,000円とすることができます。</p> <p>⑨工事雑費及び事務雑費</p> <p>現場等において必要な雑費や事業の実施にかかる人件費等とします。 工事雑費及び事務雑費には測量及び試験費を含み、工事雑費及び事務雑費の合計額は本工事費の 7.3 パーセント以内とする。</p> <p>工事雑費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の種類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>報酬</td><td>用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務に限る</td></tr> <tr><td>賃金</td><td>日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金</td></tr> <tr><td>共済費</td><td>賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料</td></tr> <tr><td>報償費</td><td>用地買収及び補償における立会人の謝金等</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>登記事務、測量等の委託料</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具</td></tr> </tbody> </table> <p>事務雑費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の種類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>給料・手当・共済費</td><td>事業に直接従事する職員の給料、職員手当等並びに共済組合負担金及び保険料</td></tr> <tr><td>賃金</td><td>日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金</td></tr> <tr><td>共済費</td><td>賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料</td></tr> <tr><td>報償費</td><td>調査、試験、研究及び研修の講師を委嘱された者に対する謝金等</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>事業施工のため直接必要な旅費</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>登記事務、測量等の委託料</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第4～第2号様式 略</p>	経費の種類	内 容	報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務に限る	賃金	日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金	共済費	賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料	報償費	用地買収及び補償における立会人の謝金等	需用費	消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税	委託料	登記事務、測量等の委託料	使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料	備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具	経費の種類	内 容	給料・手当・共済費	事業に直接従事する職員の給料、職員手当等並びに共済組合負担金及び保険料	賃金	日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金	共済費	賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料	報償費	調査、試験、研究及び研修の講師を委嘱された者に対する謝金等	旅費	事業施工のため直接必要な旅費	需用費	消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税	委託料	登記事務、測量等の委託料	使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料	備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
経費の種類	内 容																																										
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務に限る																																										
賃金	日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金																																										
共済費	賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料																																										
報償費	用地買収及び補償における立会人の謝金等																																										
需用費	消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費																																										
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税																																										
委託料	登記事務、測量等の委託料																																										
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料																																										
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具																																										
経費の種類	内 容																																										
給料・手当・共済費	事業に直接従事する職員の給料、職員手当等並びに共済組合負担金及び保険料																																										
賃金	日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金																																										
共済費	賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料																																										
報償費	調査、試験、研究及び研修の講師を委嘱された者に対する謝金等																																										
旅費	事業施工のため直接必要な旅費																																										
需用費	消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費																																										
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税																																										
委託料	登記事務、測量等の委託料																																										
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料																																										
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具																																										

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>事業(変更)計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>市 町 村 名</p> <p>補 助 事 業 者 名</p> <p>添付資料</p> <p>① 事業位置図（2万5千分の1又は5万分の1）</p> <p>② 事業実施区域図（5千分の1の施業図） (事業対象路線、既設道及び利用区域を図示したもの)</p> <p>③ 現況写真（林内路網アップグレード事業の必要性を確認することができる状況写真）</p> <p>④ 事業費積算の根拠となるもの</p> <p>⑤ 作業道台帳</p> <p>⑥ 法的制限該当チェックシート</p> <p>⑦ その他必要なもの 林内路網アップグレード事業において既設道を管理している管理主体がある場合は、 管理主体の同意書及び関係者の同意書</p> <p>※ 変更の場合は、2段書き（上段：変更前、下段：変更後）としてください。</p>	<p>別紙</p> <p>事業(変更)計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>市 町 村 名</p> <p>補 助 事 業 者 名</p> <p>添付資料</p> <p>① 事業位置図（2万5千分の1又は5万分の1）</p> <p>② 事業実施区域図（5千分の1の施業図） (事業対象路線、既設道及び利用区域を図示したもの)</p> <p>③ 現況写真（林内路網アップグレード事業の必要性を確認することができる状況写真）</p> <p>④ 事業費積算の根拠となるもの</p> <p>⑤ その他必要なもの 林内路網アップグレード事業において既設道を管理している管理主体がある場合は、 管理主体の同意書及び関係者の同意書</p> <p>※ 変更の場合は、2段書き（上段：変更前、下段：変更後）としてください。</p>

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
第3号様式～第8号様式 略	第3号様式～第8号様式 略